

災害ボランティアセンター設置予定場所に関する修正

北九州市と北九州市社会福祉協議会は、「北九州市災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定」を締結した。

災害時応急対応活動を行うセンターの設置とボランティア活動の円滑な実施のため、北九州市と北九州市社会福祉協議会の役割等を定め、被災者の生活支援に寄与します。

- (1) ボランティア活動・被災者支援の情報共有
- (2) 災害ボランティアセンターの設置・運営
- (3) ボランティア活動に必要な資機材の確保
- (4) センター設置・活動調整事務の費用負担
- (5) ボランティア活動に係る損害補償
- (6) 平常時における体制整備



第2章第27節、第3章第47節

海難防止対策に関する修正

運航労務監理官の業務

【運航管理に関する業務】

- ・海上運送法に規定する旅客航路事業に関する許可及び認可に係る安全上の審査
- ・海上運送法及び内航海運業法に基づく船舶の運航管理に関する監査等
- ・運輸安全マネジメント評価



【船員労務管理に関する業務】

- ・船員法、労働基準法、船員災害防止活動の促進に関する法律、最低賃金法、賃金の支払の確保等に関する法律並びに関係法令の施行に関すること



【その他の業務】

- ・事業者向け安全指導、講習会

第2章第14節

災害の想定及び避難情報の発令基準に関する修正

契機

内水浸水想定区域図の公表（令和5年5月・北九州市上下水道局）に伴い、市域における災害の想定及び避難の確保を図るための避難情報の発令基準を修正するもの。



修正内容

- 災害の想定
水防法第14条の2に定める、
想定最大規模降雨による内水の氾濫に伴う浸水を追加
- 避難情報の発令基準
避難情報に関するガイドライン（内閣府）に基づき、内水の氾濫は、
大雨特別警報（浸水害）の発表時に、市内全域を対象に、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令

第1章第6節・第3章第19節

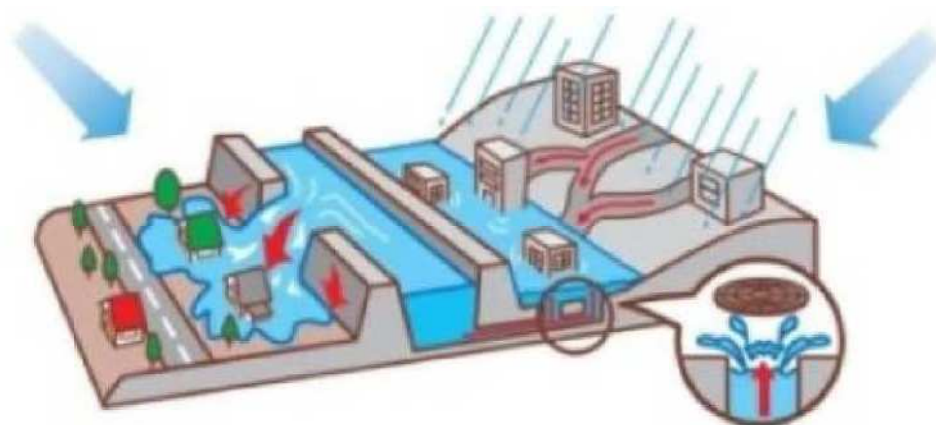
氾濫の種類

【外水氾濫】

大雨により河川が増水し、堤防から水が溢れたり、堤防が決壊するもの

【内水氾濫】

街中の雨水の排水が間に合わない場合や、河川が増水により雨水が排水できない場合に浸水が発生するもの



緊急通行車両・緊急輸送車両の確認等に関する修正

【災害対策基本法施行令等の一部改正】

災害応急対策の的確かつ円滑な実施を図るため、災害発生時等においてのみ行うこととされていた災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両の確認については、災害発生時等より前に行うことを可能とする。

【災害対策基本法施行規則等の一部改正】

災害対策基本法施行令に基づく確認の申出の手続について、確認を的確かつ円滑に行えるようにするとともに、申出者の利便性の向上を図るため、確認に係る申出書及び添付書類について規定し、標章及び証明書の書換え交付、再交付及び返納等について規定する。

【施行日】

令和5年9月1日

第2章第29、30節、第3章25節

避難に関するワーキンググループからの提言に関する修正

避難に関するワーキンググループ「3つの柱」

① 防災でつながる、地域での新たな担い手の発掘や啓発の取組

- 防災士の参画を促進 ⇒ 防災士と地域の橋渡し

② SNS等の活用も含めた効果的、効率的な情報伝達や先進的な取組の地域間での共有の仕組みづくり

- 各校区の防災の成功事例の取りまとめ ⇒ 成功事例集の作成



校区に配付

③ 災害時の拠点となる予定避難所の充実

- 企業との協定締結による大規模災害時の資機材の充実

第2章第20、21、23、27節